



熊労発基 1202 第1号
平成 28 年 12 月 2 日

建設業労働災害防止協会
熊本県支部長 殿

熊本労働局長



死亡災害の増加に対応した労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

平素より、労働行政の推進とりわけ労働災害の防止のためにご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内の労働災害は、11月8日の速報値で休業4日以上之死傷者数が、1,421人であり、昨年同期と比較して123人（9.5%）増加しています。特に死亡者数については、既に昨年の年間の死亡者数と同数となっています。さらに、本年は、10月と11月の2か月間で7人が死亡し、これは、全死亡者数の50%を占めています。

その内容を見ると、業種別では、建設業が最も多く8人、製造業が3人、廃棄物処理業が2人、林業が1人となっています。なお、熊本地震にかかる災害は3人となっています。

このため、熊本労働局では、死亡労働災害の増加傾向に歯止めをかけるべく、関係事業者に対する指導、関係事業者団体への要請、労働災害防止に係る広報を行う等の緊急対策を実施することとしました。

このような状況を御理解いただき、貴団体におかれましても、下記事項に御留意の上、労働災害防止対策の強化を図られるよう、会員事業者等に対する周知啓発、指導等をお願いします。

記

1 各業種に共通する事項

経営トップ自らが先頭に立ち、生産量、業務量の増加等に十分対応した安全衛生管理体制となっているか、十分な安全衛生活動が行われているかなどを重点に点検するとともに、墜落・転落災害対策、機械設備等に係る対策の徹底、リスクアセスメント及びこれに基づく措置の実施、労働者への雇入れ時等の安全衛生教育を徹底すること。

2 特定災害の防止対策

(1) 建設業における墜落・転落災害の防止対策

全死亡者数14人のうち8人を建設業が占めている。そのうち5人が屋根等からの墜落・転落災害である。

建築物等の屋根上など、高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。なお、足場の組立、解体等の作業は、特別教育を受けた者に行わせること。

作業床の設置が困難な場合については、防網の設置、安全帯の使用等労働者の墜落による危険を防止するための措置を確実に講じること。

被害を受けた建築物等の外部に足場を設置して作業を行う場合には、壁つなぎや控えの強度を確認し、足場の安定性を確保することに留意すること。

(2) 車両系建設機械による災害の防止

車両系建設機械を使用する場合は、あらかじめ作業計画を定め、路肩の崩壊防止等転倒、転落の防止を図ること。車両系建設機械と労働者が接触するおそれのある箇所に入立禁止措置を講じるか、誘導員を配置すること。運転については、必要な資格を有する者に行わせること。

(3) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策

死亡災害の事故の型別では、墜落・転落災害の次に多いのが、はさまれ・巻き込まれ災害である。本年は、製造業、清掃業及び建設業で合わせて4件発生している。

ベルトコンベヤーなどのローラーや回転機に巻き込まれたり、建設機械等にはさまれる災害など、一旦減少傾向にあったものが、最近また増加している状況である。

はさまれ・巻き込まれ災害を防止するためには、機械の危険箇所に覆い、囲いを設ける等の措置を講じることが基本である。また、機械の掃除・給油・検査・修理等の非定常作業時は、機械の運転を停止すること。

作業の実態に合った具体的な作業手順を作成し、遵守するよう労働者に繰り返し教育を行うこと。管理者が定期的の確認を行うことが重要である。

(4) 林業における労働災害の防止対策

林業においては、毎年死亡災害が発生している。本年も、伐倒作業を行っていたとき、伐倒木がかかり木となり、伐倒木が被災者に激突する災害が発生している。

伐木作業においては、退避場所の確保、他の作業者の立入禁止、適切な「かかり木」処理など安全な作業方法の徹底が重要である。

また、他業種からの新規参入を背景として経験年数が少ない高齢者が被災するケースが多くみられるため、安全衛生教育の徹底を図ることが重要である。

(5) 廃棄物処理業における労働災害の防止対策

熊本地震の災害ごみ仮置き場において、飛来した廃材が当たり死亡する災害が発生している。

今後数年間は、災害廃棄物の処理が行われる状況であるため、車両系建設機械と労働者との接触防止や木材等災害ごみの飛来・落下防止など同種災害の防止対策の徹底を図ること。